

講義①

「図書館サービスと著作権」

講師：国立国会図書館関西館

文献提供課長 南 亮一

1 著作権とは

著作権は様々な図書館サービスと密接に関わっている。著作権法第 31 条は御存じかと思うが、その背景にあるものも知っておくべきである。

著作権とは、「著作物」を使用するときに働く権利であり、原則として著作者が持っている。本来、著作物を使用する場合には著作権者から許諾を得なければならないが、例外規定を適用することにより許諾を得なくてもよい場合が多い。

「著作権が働かない行為か」「権利制限規定が適用可能か」「保護期間が満了しているか」「保護対象の著作物でないか」「著作物でないか」といった段階を踏んで確認をしていくことで、著作物の利用についてスムーズに判断ができる。

使用許諾条件が定められている場合や自由利用を許諾する表示がある場合は、それに従えばよいので著作権の解釈の必要はない。出版物に貸出しや複写を禁じる文言が書いてある場合があるが、法的な効力はない。むしろ従う場合は、利用者の知る自由を制限することになるので、説明責任を負うことになる。

2 それぞれのサービスとの関係

「閲覧／上映」については、モニタ等を通じて見せる場合は上映に、音楽を聴いてもらう場合は演奏に、それぞれ該当する。いずれも権利制限規定（著作権法第 38 条第 1 項）が適用可能である。紙資料を見せ

る場合にはそもそも著作権は働かない。

「貸出し」については、映画の著作物は許諾が必要だが、それ以外は権利制限規定（著作権法第 38 条第 4 項）が適用可能である。書籍や雑誌の付録 DVD も動画の有無で扱いが変わり、その確認は大変だが、識別マークが一定の目安となる。

「複写」については、判例や重要なガイドラインが多く定められており、著作権法第 31 条を解釈するにあたっては、これらを参照することが必要である。

他にも「保存のための複製」「表紙の利用」「読み聞かせ」「障害者サービス」等図書館サービスで著作権が関係してこないものはほとんどない。権利制限規定やガイドライン、判例等を参考に適切な対応が必要である。

3 「権利制限規定」が適用できないときは？

次の段階として、保護期間の確認を行うことになる。事前質問にもあったが、TPP の発効により保護期間が 50 年から 70 年に延長される。しかし、その対象は保護期間満了前のものに限られるため、既に保護期間が満了したものの著作権が復活するということはない。



(講義中の南講師)